＜短時間再任用職員、任用12月以内のフルタイム会計年度任用職員、
パートタイム会計年度任用職員、臨時的任用職員、特別職非常勤職員の方へ＞

共済時報No.587（令和４年９月27日発行）
横浜市職員共済組合　職員共済課庶務係
電話　671-3369　FAX　641-5379
http://www.yokohama-kyosai.or.jp/

# 地方公務員等共済組合法の改正により、組合員の適用範囲が拡大されます！

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により地方公務員等共済組合法の一部が改正され、令和4年10月から会計年度任用職員等に共済組合制度**（短期給付・福祉事業）**が適用されます。また、臨時的任用職員の年金制度の管理機関は、横浜市職員共済組合から日本年金機構へ移行します。

## 1　横浜市職員共済組合の短期組合員について

以下の（1）～（3）のいずれかの要件を満たす方は、令和4年10月１日から、共済組合の短期組合員として、短期給付・福祉事業が適用されます。（後期高齢医療制度の被保険者である組合員については、育児休業手当金及び介護休業手当金のみ適用の組合員となります。）

**（1）常勤職員の所定勤務時間以上勤務している非常勤職員で、任用開始からの任用期間が2か月超1年以内の方**
例：フルタイム会計年度任用職員

**（2）週の所定勤務時間及び月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の方で、2か月を超えて使用されることが見込まれる方**
例：短時間再任用職員、パートタイム会計年度任用職員（週勤務時間29時間超）、
特別職非常勤職員　など

**（3）週の所定勤務時間又は月の所定勤務日数が常勤職員の3/4未満の方で、以下の①～④の条件を全て満たす方**
① 週の所定勤務時間が20時間以上
② 2か月を超えて使用されることが見込まれる
③ 報酬月額8万8千円以上※
④ 学生でない
例：週20時間以上勤務のパートタイム会計年度任用職員　など

※ この場合の報酬月額には、最低賃金に算入しない「臨時に支払われる賃金」、「1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）」、「時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金」、「最低賃金において算入しないことを定める賃金（通勤手当等）」は含まれません。

## 2　臨時的任用職員について

令和4年10月１日から、健康保険は今までどおり横浜市職員共済組合となります。年金制度については、実施機関が横浜市職員共済組合から日本年金機構へと変更となり、退職等年金の適用がなくなります。

## 3　被用者保険の移行について

| | 令和4年9月まで | | 令和4年10月から | |
|---|---|---|---|---|
| 任用区分 | 健康保険 | 年金制度 | 健康保険 | 年金制度 |
| ①臨時的任用職員 | 横浜市職員共済組合 | 横浜市職員共済組合 | 横浜市職員共済組合 | **日本年金機構** |
| ②短時間再任用職員 | 協会けんぽ | 日本年金機構 | **横浜市職員共済組合** | 日本年金機構 |
| ③フルタイム会計年度任用職員（任用12月以内） | 協会けんぽ | 日本年金機構 | **横浜市職員共済組合** | 日本年金機構 |
| ④パートタイム会計年度任用職員・特別職非常勤職員 | 協会けんぽ | 日本年金機構 | **横浜市職員共済組合** | 日本年金機構 |
| ⑤任期付職員 | 横浜市職員共済組合 | 横浜市職員共済組合 | 横浜市職員共済組合 | 横浜市職員共済組合 |
| ⑥上記以外の会計年度任用職員等（週勤務時間20時間未満） | 国民健康保険等 | 国民年金等 | 国民健康保険等 | 国民年金等 |

※　①～⑤については、令和4年10月から2か月超の雇用が見込まれることが必要です。見込まれない場合は⑥の取扱となります。

## 4　共済掛金について

以下の料率に基づき短期掛金・介護掛金が徴収されます。詳しくは、令和4年10月版横浜市職員共済ガイド（短期のみ適用組合員用）P8～P11を御参照ください。

（令和4年度掛金率）

| 横浜市職員共済組合 | | 【参考】協会けんぽ（神奈川県） | |
|---|---|---|---|
| 短期掛金（内　育児・介護休業手当金分掛金） | 34．86‰（2．35‰）※1 | 健康保険料 | 49．25‰ |
| 介護掛金 | 8．9‰ ※2 | 介護保険料 | 8．2‰ ※2 |
| 合計 | 43．76‰ | 合計 | 57．45‰ |

※1　後期高齢医療制度の被保険者である組合員は、育児・介護休業手当金分の掛金のみを徴収します。
※2　介護掛金・介護保険料は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。